

施 運 第 7 8 6 号
平成 2 8 年 1 1 月 2 2 日

北海道介護支援専門員協会会長 様

北海道保健福祉部福祉局施設運営指導課長

介護給付費算定に係る体制等に関する届出（特定事業所加算）について

日頃から、北海道における介護保険行政に多大なるご協力を賜り感謝申し上げます。

さて、平成 2 7 年度の介護報酬改定において、居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）における特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）の加算算定要件に、事業所が介護支援専門員実務研修（以下「実務研修」という。）における科目「ケアマネジメントの基礎技術に関する実習」等に協力又は協力体制を確保していることが追加されたことから、加算の届出の際に北海道介護支援専門員実務研修実習受入協力事業所登録承諾書（以下「実習受入承諾書」という。）の写しを添付することとし、届出様式の一部を次のとおり改正しましたので、お知らせいたします。

記

1 改正した介護給付費算定に係る体制等に関する届出様式

- ・別紙 10-2 「特定事業所加算に係る届出書（居宅介護支援事業所）」

※新たに実習承諾書の写しを添付することとし、詳細は別紙のとおり。

掲載場所：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/sus/shitei/kyufuhiyoshiki.htm>

2 特定事業所加算算定の留意点

特定事業所加算を新たに算定したい事業所は、実習事業を所管する北海道保健福祉部高齢者支援局高齢者保健福祉課（以下「実習担当課」という。）ホームページにある実習受入承諾書をダウンロードし、実習担当課に加算適用月の前々月の末日までに実習受入承諾書を提出し、各振興局には実習受入承諾書の写しを加算の届出様式一式と一緒に加算適用月の前月 1 5 日までに各振興局に提出してください。

※実習担当課ホームページ：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/khf/keamane/jitsumu-jisshuu-shoudaku.htm>

（連絡先 事業指定グループ 011-204-5935）